

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第五号までの様式中「**四**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。